

# 川辺町高齢者後付け急発進等抑制装置設置費補助制度概要

## 1. 目的

町内に居住する高齢運転者の交通事故防止と事故時の被害軽減を目的としてこの補助制度を開始しました。

## 2. 補助対象者

次の要件をすべて満たす個人です。

- ① 町内に住所を有している（住民登録をしている）75歳以上の方（申請年度中に75歳に達する方を含む）
- ② 有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ③ 自家用自動車に後付けの急発進等抑制装置の取付けを後付け装置販売・取付け店舗の者に行わせ、認定条件となっている当該装置の使用上の説明等を受けている方
- ④ 自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一の方
- ⑤ 自動車税又は軽自動車税を完納している方
- ⑥ 町税等を滞納していない方

## 3. 要件

- ・ 国土交通省が認定（先行個別認定等）をした装置であること
- ・ 以前に急発進等抑制装置設置費補助金を交付されていないこと
- ・ 交付を受けようとする年度内に、装置販売・取付け店舗より購入設置していること
- ・ 装置設置日から2ヶ月以内で同一年度内に申請してください。

※補助金の交付は、1人1回限りです。

## 4. 補助対象経費・補助額

急発進等抑制装置の購入・設置に要した経費（国補助金は除く）

補助割合	補助額
補助対象経費に対して半分	上限1万円

※1,000円未満は切捨て

## 5. 申請書の提出

申請書提出先 川辺町総務課

※装置設置日から2ヶ月以内に窓口で申請書を提出してください。

申請受付開始日 令和2年4月1日

※町ホームページに申請書の様式を掲載しておりますので、ご活用ください。

## 6. 申請時に必要な書類

- ① 急発進等抑制装置設置費補助金申請書兼実績報告書
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車運転免許証の写し
- ④ 支払額がわかるもの（領収書等）の写し
- ⑤ 急発進等抑制装置設置費補助金請求書

## 7. 申請手続きの流れ

- (1) 急発進等抑制装置を本人名義の自動車に購入設置  
↓
- (2) 申請書等必要書類を総務課へ提出  
↓
- (3) 補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書が郵送で到着  
↓
- (4) 補助金が指定口座に振り込まれます

## 8. 補助制度の注意事項

- ・お乗りの車に急発進等抑制装置を取り付けることができるかどうかを装置販売・取付け店舗等によく確認の上、購入してください。
- ・年度をまたいだ申請はできません。
- ・補助金交付請求書については、日付を空欄にして提出いただきますようお願いいたします。

## 9. 装置販売・取付け店舗等への依頼事項

- ・すべての店舗への周知が大変難しいため、本社、関連する店舗等へも広くご周知くださいますようご協力をお願いします。
- ・本補助制度は川辺町に住民登録がある75歳以上の方を対象としていますので、申請書の記入、申請書の提出等に関して、ご支援ご協力をお願いします。また、申請書等は、町ホームページや総務課窓口で受け取ることができますが、役場へ来られない方、インターネットが利用できない環境の方も多いため、各店舗での申請書等の配布についてもご協力くださいますようお願いいたします。

## 10. お問い合わせ

川辺町役場総務課

電話：0574-53-2511 FAX：0574-53-2374

郵便番号：509-0393 住所：岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4